

社援支発0425第1号
平成30年4月25日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
援護企画課中国残留邦人等支援室長
(公 印 省 略)

中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」の
実施に係る協力依頼について

中国残留邦人等への支援については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

標記事業は、高齢化により、中国残留邦人等の介護サービスの利用が増加している中で、介護サービスの利用時に自身の要望を伝えられないことがあるなど、言葉の問題や生活習慣の違いなどから介護サービスの利用に不安や負担を感じる中国残留邦人等が多いことに鑑み、中国残留邦人等が安心して介護サービスを利用することができる環境を整備することを目的として、平成29年度より全国7カ所の中国帰国者支援・交流センター（以下「支援・交流センター」という。）への委託事業として実施しています。

初年度は、主に支援・交流センター設置自治体において事業を実施しましたが、平成30年度以降順次、実施地域を拡大することから、本事業の円滑な実施のため各自治体の御協力をお願いします。事業の概要及び具体的な依頼事項は下記のとおりですので、各自治体におかれては、本事業の趣旨、目的を御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。また、各都道府県におかれては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくよう、お願いします。

なお、本件については、当省老健局振興課と協議済みであることを念のため申し添えます。

記

1 事業の概要

中国残留邦人等が安心して介護サービスを利用することができるよう、支援・交流センターに、中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する「介護支援コーディネーター」を配置し、介護支援コーディネーターによる調整のもと、「中国残留邦人等語りかけボランティア」（以下「語りかけボランティア」という。）が介

護事業所や居宅（以下「介護事業所等」という。）を訪問し、中国語又はロシア語による語りかけ支援を行うもの。

2 依頼事項

(1) 事業の周知等

事業の円滑な実施のため、支援・相談員や自立支援通訳等を対象とした研修会の機会を利用するなどして管内の支援関係者等に対して本事業を周知した上で、中国残留邦人等や関係団体等に対し、次のとおり事業の周知を図るよう御配慮願います。

なお、事業の周知に際しては、支援・交流センターが作成した周知用チラシを活用するなど、当該地域を所管する支援・交流センターと調整願います。

① 中国残留邦人等への周知

管内に在住する中国残留邦人等とその配偶者に対して、職員又は支援・相談員が行う家庭訪問、中国残留邦人等地域生活支援事業の各種事業又は自立支援通訳等の派遣の機会等を活用して、本事業を懇切丁寧に周知願います。

② 関係団体への周知等

中国残留邦人等地域生活支援事業等で関係のある団体への周知や中国残留邦人等が利用する介護事業所との情報共有等、管内の関係団体等に事業について理解が得られるよう説明願います。

(2) 支援・交流センターへの情報提供

中国残留邦人等から語りかけボランティアの利用希望があった場合又は語りかけボランティアへの登録を希望する者から照会があった場合は、支援・交流センターを案内するか、又は支援・交流センターに情報提供するよう、お願いします。

① 中国残留邦人等から語りかけボランティアの利用希望があった場合の支援・交流センターへの情報提供

前記(1)①により、中国残留邦人等から語りかけボランティアの利用希望があった場合は、職員又は支援・相談員から、当該地域を所管する支援・交流センターの連絡先を案内するか、或いは、当該地域を所管する支援・交流センターに対してその旨情報提供するよう、お願いします。

② 語りかけボランティアの登録希望等があった場合の支援・交流センターへの情報提供

前記(1)②により、語りかけボランティアへの登録を希望する者から照会があった場合は、当該地域を所管する支援・交流センターを案内願います。

なお、支援・相談員や自立支援通訳等から語りかけボランティアへの登録の希望があった場合は、自治体の雇用規定等に抵触しない範囲で当該ボランティア活動について認めていただくよう、御配慮願います。

③ 中国残留邦人等の介護サービス利用状況等の支援・交流センターへの情報提供

語りかけボランティアの実施に当たり、支援・交流センターから中国残留邦人等の介護サービス利用状況等について照会があった場合は、情報提供等の協力をお願いします。

(3) 各自治体介護保険部局等との連携等

本事業は、関係団体や介護事業所等の関係機関と連携、協力することにより事業の円滑な実施と一層の効果が期待でき、高齢化した中国残留邦人等やその配偶者に配慮したきめ細やかな支援が実現できると考えられます。また、介護保険制度においてケアマネジャーは、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成の際は介護保険以外の公的支援やインフォーマルサービスの利用に努めなければならないとされていることから、インフォーマルサービスである語りかけボランティアを周知することは、利用者の日常生活全般を総合的に支援する観点に立ったケアプランの作成を促進することができると考えられます。つきましては、本事業の利用に当たって、自治体内の介護保険部局、地域包括支援センター、ケアマネジャー等から照会等があった場合は、本事業の説明、支援・交流センターの案内、又は語りかけボランティアを利用する中国残留邦人等の情報の共有など連携願います。

3 留意事項等

(1) 語りかけ支援の対象者

語りかけ支援の対象者は、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護給付、予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業（第一号事業に限る。）を利用している方です。

(2) 語りかけボランティアと自立支援通訳等との役割の違い

本事業は介護事業所等において介護サービスを利用中の中国残留邦人等への語りかけ支援を行うものであり、介護サービスの提供や通訳を行うものではないため、ケアプランの作成や調整、介護サービスを開始する場合等の通訳については、支援・相談員や自立支援通訳等を活用願います。

(3) 本事業の周知等に必要な経費

本事業の周知等に必要な経費（印刷製本費、通信運搬費等）については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の中国残留邦人等地域生活支援事業において計上を可能としています。

4 参考資料等

(1) 中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」

(2) 中国帰国者支援・交流センター連絡先

照会先

厚生労働省社会・援護局援護企画課

中国残留邦人等支援室

生活支援班地域支援係

電話：03-5253-1111（内線3463）

FAX：03-3503-0116

中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」について

1 目的

高齢化により、中国残留邦人等の介護サービスの利用が増えている中で、介護サービスの利用時に自身の要望を伝えられないことがあるなど、言葉の問題や生活習慣の違いなどから介護サービスの利用に不安や負担を感じる中国残留邦人等が多い。

このため、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられる環境を整備する。

2 実施主体

各中国帰国者支援・交流センター（厚生労働省の委託事業）

3 事業内容

- (1) 全国7カ所の中国帰国者支援・交流センター（以下「センター」という。）に、中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識をもつ「介護支援コーディネーター」を配置する。
- (2) センターで「中国残留邦人等語りかけボランティア」を募集・研修し、語りかけボランティアが介護事業所等を訪問し、中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけを行う。

4 語りかけボランティア訪問の利用者

介護サービスを利用している中国残留邦人等又はその配偶者であって、日本語が不自由などの理由により、介護サービスの利用に困難のある者

5 語りかけボランティアの要件等

- (1) 語りかけボランティアは、中国語等による会話ができること、中国残留邦人等の歴史的背景や帰国後の取り巻く状況を理解していること等の要件を具備する者であって、センターが適当と認めたものとする。
- (2) 語りかけボランティアに対しては、交通費（実費相当額）を支給する。

中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」 (中国帰国者支援・交流センターに委託して実施)

参考 1 - 2

高齢化により、中国残留邦人等の介護サービスの利用が増えている中で、介護サービスの利用時に自身の要望を伝えられないことがあるなど、言葉の問題や生活習慣の違いなどから介護サービスの利用に不安や負担を感じる中国残留邦人等が多い。このため、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられる環境を整備する。

- 1 全国7カ所の中国帰国者支援・交流センターに、中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識をもつ「介護支援コーディネーター」を配置する。
- 2 同センターで「中国残留邦人等語りかけボランティア」を募集・研修し、語りかけボランティアが介護事業所等を訪問し、中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけを行う。

中国帰国者支援・交流センター(全国7カ所)

介護支援
コーディネーター

- ◎ 語りかけボランティアの募集・研修
- ◎ 中国残留邦人等のニーズとボランティアの希望を調整し訪問先・日時等を調整
- ◎ 支援・相談員等への情報提供・助言、支援・相談員等からの相談対応

登録

中国残留邦人等
語りかけボランティア

介護支援コーディネーターが調整
(訪問先、日時等)

訪問

介護サービス利用に不安などのある
中国残留邦人等



「北海道」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地
かでの2・7 3階

電話 011-252-3411

対象となる地域 北海道全域

URL <http://www.hokkaido-sien-center.jp/>

「東北」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目7番4号
宮城県社会福祉会館内

電話 022-263-0948

対象となる地域 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

「首都圏」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒110-0015 東京都台東区東上野1丁目2番13号
カーニープレイス新御徒町6階

電話 03-5807-3171

対象となる地域 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野

URL <https://www.sien-center.or.jp/>

「東海・北陸」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒461-0014 愛知県名古屋市東区榑木町1丁目19番地
日本棋院中部会館6階

電話 052-954-4070

対象となる地域 富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知

URL http://www.ai-kou.or.jp/kouryu_center/2012022615402344.html

「近畿」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町11番12号

電話 06-6361-6114

対象となる地域 三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

「中国・四国」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12番2号
広島県社会福祉会館内

電話 082-250-0210

対象となる地域 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

「九州」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番地7
福岡県総合福祉センター(加ハ-プザ)内

電話 092-589-6667

対象となる地域 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

※「首都圏」中国帰国者支援・交流センターのホームページで全センターの情報を提供しています。 <http://www.sien-center.or.jp>

支援・交流センター

で 検索

